

公判ノ管轄ナリトス

十

第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ之ヲ管轄ス

第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷ス可キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定錨港又ハ犯罪後最初ニ著船シタル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ從フ

第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ

得

大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テハ檢事總長ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出スコトヲ得

裁判所ハ書類ニ依リ其申請ヲ決定スコトヲ得

第三十四條 犯罪ノ性質、被告人ノ身分、員數、地方ノ民心其他重大ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐アルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十五條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢事總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコトヲ得

大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ申立ヲ聽クコトナク其申請ヲ決定スヘシ

第三十六條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十七條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢事其他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判所ニ於テ異議ノ申立ナクシテ本

案ニ付キ辯論ヲ爲シタルトキハ前項ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ヲ爲スニハ其趣意書ニ通テ原裁判所ニ差出ス可シ裁判所書記ハ速ニ一通テ相手方ニ送達シ相手方ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

裁判所ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止ス可シ

第三十九條 前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ管類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避

第四十條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除斥セラル可シ

第一 判事被害者ナルトキ

第二 判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ是等ノ者ノ配偶者ト親屬ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ

第三 判事其事件ニ付キ證人鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ

第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

第四十一條 判事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合及ヒ偏頗ナル裁判ヲ爲スコ

トヲ疑フニ足ル可キ情況アル場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第三十四條乃至第三十八條ノ規定ニ從フ

第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公判ニ付テハ其辯論ヲ中止ス可シ豫審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ヲ要セサル事件ニ付テハ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ第四十條ニ定メタル理由アルコトヲ認メ又ハ回避ス可キモノト思料シタルトキハ忌避申請ノ管轄裁判所ニ回避ノ申立ヲ爲ス可シ

其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス可シ

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

第四十六條 檢事ハ後ニ記載シタル告訴告發現行犯其他ノ理由ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其證據及ヒ犯人ヲ捜査ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査ス

ルニ付キ地方裁判所検事ト同一ノ權ヲ有ス但東京府知事ハ此限ニ在ラス
左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢事ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜
査ス可シ

十四

第一 警視警部長、警部、警部補

第二 憲兵將校、下士

第三 島司

第四 郡長

第五 林務官

第六 市町村長

第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ可シ

第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地
ノ檢事又ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得

司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外速ニ其書類ヲ管
轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スエトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ
讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス
可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シ
タルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲
ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十

條第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スル
コトヲ得

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但第五十二條ノ場合ハ此限ニ
在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下ヲ爲シ又ハ其申立ヲ變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三

條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受クルコトアル可シ

第二節 現行犯罪

刑事訴訟法 第三編

十五

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

- 第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラレルトキ
- 第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ
- 第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ令狀ヲ待タズシテ被告人ヲ逮捕ス可シ

罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ被告人ノ氏名住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ其氏名住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若クハ官署ニ引致スルコトヲ得

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ其被告人ヲ受取リタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ

引致スルコトヲ得サルトキハ自己ノ氏名、職業、住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡查憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡查憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告訴又ハ告發ヲ爲ス可シ被告人又ハ巡查憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其求ヲ拒ムコトヲ得ス

第二章 起訴

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲ス可シ

- 第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム可シ
- 第二 輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ
- 第三 裁判所構成法第十六條第二號第三號ニ記載シタル輕罪又ハ違警罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第六十三條 區裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタル上裁判所構成法第十六條第一號第二號ニ記載シタル事件ト思料シタルトキハ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ

第六十四條 檢事ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノト思料シタルトキハ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲

ス可カラス

第六十五條 前數條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ルトキハ檢事ヨリ其處分ヲ被害者ニ通知ス可シ

第六十六條 檢事豫審ヲ求ムルトキハ證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所、逮捕ス可キ人名及ヒ證人ト爲ル可キ者ヲ指示ス可シ

第三章 豫審

第六十七條 現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス此規定ニ背キタルトキハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

又必要ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第一節 令狀

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問ス可シ又遅クトモ出頭ノ日ヲ過クルコトヲ得ス

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セサルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セザルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラサルトキ

第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスル恐アルトキ

第七十三條 勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ勾留狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ受ケタル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ説明シタルトキハ被告人ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料スルニ非

サレハ之ヲ發スルコトヲ得ス但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ

發スルコトヲ得

二十

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ
召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ勾引狀、勾留狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條 勾引狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查、憲兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ

前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其謄本ヲ下付ス可シ此場合ニ於テハ其正本、謄本ニ執行ノ場所、日時ヲ記載シ被告人ヲシテ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタリト思料シタルトキハ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラヌ搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ
家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入

スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタルコトヲ知り又ハ潛匿シタリト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セシムルコトヲ得

巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ

第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各檢事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ爲スコトヲ請求スルヲ得

請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜查及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス

第八十一條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示スコシ其長官又ハ隊長ハ已ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ應セシム可シ

第八十二條 勾留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得

何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取り其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查憲兵卒ハ之ヲ執行シタルコト又執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ令狀ノ正本ニ記載ス可シ

巡查憲兵卒ハ令狀執行ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第八十四條 勾留狀ヲ受ケ可キ被告人既ニ監獄署ニ在ルトキハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

第八十五條 密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬、故舊又ハ辯護士ニ接見スルコトヲ得

書翰書籍其他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サス但豫審判事又ハ檢事ハ其書類ヲ留置クコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ勾留狀ヲ取消ス可シ

第二節 室密監禁

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ勾留狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スル言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラズ但十日毎ニ其言渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スルトキハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問ス可シ

第三節 證據

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據徵憑ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所外ニ於テ急速ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ立會人二名アルヲ要ス但監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルトキハ其監獄署ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラ

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト、人違ナキコト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一百條 被告人又ハ對質人壘ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聲者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ヌ可シ
被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第二百二十六條第二百二十七條第四百一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

第二百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

第二百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模様ニ付キ調書ヲ作ル可シ
又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ

第二百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬若シ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第二百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二百六條 豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ足ル可シト思

料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第一百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第一百八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第一百九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第一百十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第一百十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第一百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スルコトヲ得

第一百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、搜索、物件差押ノ事ヲ區裁判所

判事ニ囑託スルコトヲ得

第一百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ驛遞、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

第一百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其默秘ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

第六節 證人訊問

第一百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名、住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ

又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第一百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ説明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第一百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可シ又ハ職務上已ムコトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第一百十八條

豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人呼出ニ應セサルトキハ
檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言
渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス
豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ
發スルコトヲ得

若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡ス可シ又勾引狀ヲ
發スルコトヲ得

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所
屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ其勾引ニ付テモ亦同シ

第一百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ其出頭セサリシコト
ヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス
可シ

第一百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差出ス可シ若シ之ヲ遺失シタ
ルトキハ其人違ナキコトヲ説明ス可シ

第一百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、年齢、職業、住所及ヒ第百
二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

第一百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ

附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ

裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサ
ルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第一百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓ヲ爲サシメスシテ事實
參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第一百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未満ノ幼者

第二 知覺精神ノ不十分ナル者

第三 瘡啞者

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者

第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證據十分ナラサルニ因リ免訴ノ

言渡ヲ受ケタル者

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上黙秘ス可キ義務アル事情ニ關スルト

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタ

ルニ因テ知リタル事實ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明ス可シ

第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

第二百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得若シ證人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第百十八條ノ規定ニ從フ

第二百二十九條 第百條第百一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第二百三十條 皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス可シ

各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

第二百三十一條 豫審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ

證人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ

調書ニハ豫審判事、書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第二百三十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第二百三十三條 第百十八條第百十九條及ヒ第百二十六條ニ掲ゲタル證人ニ對スル豫審判事

ノ權ハ受託判事ニモ屬ス

第三百二十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルコトヲ得

第七節 鑑定

第三百二十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ

鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得

第三百二十六條 鑑定ニ付テハ第三百十五條第三百十八條乃至第三百二十一條第三百二十三條乃至第三百二十五條及ヒ第三百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ス

第三百二十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第三百二十二條ノ式ニ從フ

第三百二十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

第三百二十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲ

シテ鑑定セシムルコトヲ得

第四百十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第四百十一條 鑑定人ハ旅費、日當及ヒ寸替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

第八節 現行犯ノ豫審

第四百十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第四百十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ

豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

証人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ

第四百四十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四百四十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第四百四十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得

若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第四百四十七條 第四百四十四條第四百四十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第四百四十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取リタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第四百四十九條 地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ

及ハスト思料シタルトキハ勾留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラズ直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スコラス

第九節 保釋

第五百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出願ス可キ證書ヲ差出シ且保證ヲ立テシメ保釋ヲ許スコトヲ得
被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得

第五百十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス言渡書ニ記載ス可シ

第五百十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出ス可シ

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

第五百十三條 保釋人被告人ヲ呼出ストキハ出願ヨリ二十四時前ニ其報告ヲ爲スコシ

第五百十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出願セサルトキハ保證金ノ全部又ハ一分ヲ沒收ス可シ

第五百十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其言渡ヲ爲スコシ

第五百十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルトキハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ
又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取
消ス可シ

第五百十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕
罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金額ヲ還
付ス可シ

第五百十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル
言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ

第五百十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親
屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得
責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ被告人ヲ出頭セシム可キ證書ヲ
差出サシムヘシ

第六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報知ヲ爲ス可シ
被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス可シ

第十節 豫審終結
第六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思
料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二日內ニ之ヲ還付ス可シ

第六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求ス
ルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時
內ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後數條ニ記載シタル決定ヲ以テ豫
審ヲ終結ス可シ

第六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡ス可
シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ

其事件ヲ檢事ニ交付スヘシ

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキ
ハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

- 第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ
- 第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ
- 第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ
- 第四 確定判決ヲ經タルトキ
- 第五 大赦アリタルトキ
- 第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且被告
人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號ニ記載シタル輕罪ナリト思料シタル
トキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ其他ノ輕罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ輕罪公
判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ

被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ
爲ス可シ

禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ實付ヲ爲スコトヲ得若シ被
告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發スルコトヲ得

第六十八條 被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ
爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ又ハ實付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消シ被告人未タ勾留ヲ受
ケサルトキハ令狀ヲ發ス可シ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付スヘシ
管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾留ス可キトキハ其理由ヲ明示ス
可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト、公訴受理ス可カラサルコト及ヒ其原
由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明示ス可シ

區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質、模樣、證據ノ十分ナル
コト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示ス可シ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達ス可シ

第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若クハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲
スコトヲ得

被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ送達ス可キ決定ニハ其決定ニ對シ抗
告ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ其記載ナキトキハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ
決定ノ送達アルマテ抗告期間ノ經過ヲ停止ス

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテ執行
ヲ停止ス但保釋實付ノ言渡ヲ取消ス決定ハ其執行ヲ停止セス

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタルトキハ罪名ノ變更ア
ルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據アルトキハ此限ニ在
ラス

新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キ
ヤ否ヤヲ決定ス可シ

第一章 通則

第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判所書記出廷シテ之ヲ爲スモノトス

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

第七十八條 裁判所ニ於テハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第七十九條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用エルコトヲ得

辯護人ハ裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁判所ノ允許ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ト雖モ辯護人ト爲スコトヲ得

第八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スルコトヲ得

第八十一條 被告人ノ法律上代理人ハ其補佐人ト爲リ辯論ニ與カルコトヲ得

第八十二條 被告人出頭シテ辯論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲スコシ

被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ裁判長ヨリ退廷又ハ勾留ヲ命セラレタルトキ亦同シ若シ辯論ニ日ニ涉ルトキハ更ニ被告人ヲ出頭セシム可シ

限ニ在ラス

辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其痊癒ノ後新ニ辯論ヲ爲スコシ其他ノ疾病ニ罹ルトキハ痊癒ノ後前ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ヲ爲スコシ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求アリタルトキハ新ニ辯論ヲ爲スコシ

若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタルトキハ其痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判ヲ爲スコシ

第八十四條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲スコラス但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス

若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

ルトキ

第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ

第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ

第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カルル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本案ノ判決アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ判決ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第八十八條 調書ヲ作リタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出スコトヲ得

第八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得

豫審ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證人、鑑定人ヲ呼出ササルトキ、證人、鑑定人呼出ヲ受ケ出頭セサルトキ又ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述、鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

第九十條 第一百五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第三十五條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ裁判所ハ其部員一名ニ命シ又ハ區裁判所判事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス證人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

第九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラズ又供述前辯論ニ立會フ可カラズ既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス

陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得
訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ證人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致ス可シ

其證人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ送致ス可シ
本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第九十六條 被告人雙者、啞者又ハ國語ニ通セサル者ナルトキハ第百條第百一條ノ規定ニ從フ

第九十七條 裁判所ニ於テハ證人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其證人ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ

本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

第九十八條 裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知ス可シ

又證憑物件ハ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシム可シ

第九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

第一百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲スコトヲ得

第一百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ國庫之ヲ負擔ス

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第一百二條 被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハヌ沒收ニ係ラサル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

第一百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示シ且犯罪ノ證憑ヲ明示ス可シ

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦其理由ヲ明示ス可シ

第一百四條 判決ノ言渡ハ辯論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷日ニ之ヲ爲ス可シ

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第一百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ

第一百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

第一百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又闕席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス

第一百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 證人、鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由

第四 證據物件

第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト其申立ニ付キ檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ

辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ

辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

第二章 區裁判所公判

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ
必要ナル調書其他證憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又證人ノ供述ヲ聽キ其他證憑ノ取調
ヲ爲ス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナキトキハ他ノ證憑ヲ取
調フルニ及ハス

第二百二十條 證憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護
人ヲシテ供述セシム可シ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付
キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲
ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ
本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ
發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證憑十分ナルトキハ判決ヲ以テ

法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十四條 犯罪ノ證憑十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ判決ヲ以テ無罪
ノ言渡ヲ爲シ又第六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可
シ

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハラヌ判決ヲ爲
ス可シ

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ其代人公
判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求スル所ヲ聽キ關席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ關席判決ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト雖モ豫審終結ノ言渡書
又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルニ非サレハ關席判決ヲ爲ス可カラヌ

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所
ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ關席判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其
親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ
住所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ
公示ス可シ

第二百二十八條 關席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ關席者ニ送達ス可シ

關席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得

第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ關席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ關席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其申立書ヲ差出ス可シ

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人關席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ關席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

第三章 地方裁判所及判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限り地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ

若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキト雖

モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同シ

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發スコシ
其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ
受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第五編 上訴

第一章 通則

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得
檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十五條 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致スコシ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下ク

ルコトヲ得

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ説明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其説明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲スコシ

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達スコシ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ許スコキヤ否ヤヲ決定ス可シ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還スコシ

第二章 控訴

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做スコシ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

開席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得
第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ
停止ス

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ
裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス
可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差
出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控
訴裁判所ノ監獄ニ移スコシ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛
ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ
第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊
問鑑定ヲ必要ナリトセザルトキハ之ヲ呼出ササルコトヲ得

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期
間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却
ス可シ

控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スコシ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ原判決
ヲ取消スコシ此場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ
勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付スコシ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻
スコシ

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第
一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スコシ但事件重罪ナルトキ
ハ第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分スコシ

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスル
トキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ

更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

第二百六十五條 被告人、辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス

被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ爲スコトヲ得

第三章 上告

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラレタル判事裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除外ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違フ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十 據律ノ錯誤アルトキ

第二百七十條 冤訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ所意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル日ヨリ五日内ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

第二百七十五條 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差

出ス可シ

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラズ

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出ササルトキハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

六十

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 攪律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲ破毀ス可シ

攪律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ボス可シ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢察ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ

第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲ス可シ

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢察ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲ス可シ

第二百九十八條

豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百九十九條

抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

第三百條

抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

第六編 再審

第三百一條

再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪、輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一

入ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二

同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三

犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四

被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五

公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

第三百二條

再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコシ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

第三百三條

再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラヌ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第三百四條

再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謬本及ヒ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

第三百五條

上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

刑事訴訟法 第六編

第二百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スコシ

第二百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スコキコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移スコシ

其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スコシ

第二百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀スコシ

第二百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示スコシ

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲スコシ

地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ搜查ヲ爲シ檢事總長ニ報告スコシ

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添へ送ニ之ヲ檢事總長ニ送致スコシ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴スコキモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命スコキコトヲ大審院長ニ請求スコシ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出スコシ

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付スコキヤ否ヤヲ決定スコシ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致スコシ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スコシ

又第三百六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スコシ

第三百十六條 前條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第二編第四編ノ規定ヲ準用ス

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第二百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

第二百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遅レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス其闕席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

第二百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ

罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ
破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

第二百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

第二百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二章 復權

第二百二十四條 復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ

復權ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

第二百二十五條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ満期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第二百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

第二百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

第二百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ之ニ意見書ヲ添ヘ速ニ上奏ス可シ

第二百二十九條 勅裁ニ因リ復權ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢事長ニ通

知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知ス可シ
前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願
ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復権ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復権ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長
ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本
ニ記入ス可シ

第三章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢
事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ルコトヲ得

監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ意見書ヲ添フ可シ
特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添ヘ上奏ス可シ

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得
死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所

ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢
事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

附則

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理
シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管
轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀ノ效ヲ有ス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル地ニ在テハ其
職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪法ヲ廢ス

○重罪控訴豫納金規則

戻重罪控訴豫納金規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年二月八日

内閣總理大臣 伯備山縣有朋

司法大臣 伯備山田顯義

法律第七號

重罪控訴豫納金規則

- 第一條 重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者控訴ヲ爲サントスルトキハ裁判費用ノ保證トシテ金貳拾圓ヲ豫納スヘシ
- 第二條 重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者貧困ニシテ保證金ヲ豫納スル能ハサルトキハ控訴ノ申立ト同時ニ保證金ノ免除ヲ請求スルコトヲ得
- 第三條 保證金ノ免除ヲ請求シタル者ハ其請求ヲ爲シタル日ヨリ十四日內ニ控訴ノ趣意書ト共ニ裁判費用支辨ノ資力ナキコトヲ證スヘキ住居地市町村長ノ證明書ヲ差出スヘシ但其市町村役場三里以外ニ在ルトキハ治罪法第十九條ニ規定シタル猶豫ヲ與フ
- 第四條 前二條ニ記載シタル書類ハ訴訟ニ關スル一切ノ書類ト共ニ第一審裁判所ノ檢事ヨリ控訴院ノ書記課ニ之ヲ送致スヘシ
- 第五條 控訴院ハ檢事ノ意見ヲ聽キ保證金免除請求ノ當否ヲ決定スヘシ但控訴ノ事由ナシト認ムルカ又ハ事由アルモ實益ナシト認ムルトキハ免除ヲ與ヘサルモノトス
- 第六條 保證金ノ免除ナキトキハ控訴ノ申立ハ其効ナキモノトス
- 第七條 被告人ニ於テ證人鑑定人ノ呼出ヲ請求スルトキ第一條ノ保證金ニテ不足ト認ムル場合ニ於テハ別段其費用ヲ豫納セシムヘシ

○輕罪ニ係ル控訴豫納金規則
布告第二號

明治十四年^{十二月}第七拾四號布告ヲ廢シ自今輕罪ニ係ル控訴ハ左ノ規則ニ從ヒ之ヲ爲スコトヲ得但治罪法中此規則ニ牴觸スル條件ハ當分ノ內施行セス

第一條 (二十三年六月二十八日法律
律第四十七號ヲ以テ削除)

第二條 同上

第三條 被告人公訴ニ關シ控訴ヲ爲サントスルトキハ裁判費用ノ保證トシテ金拾圓ヲ豫納スヘシ
(二十三年六月二十八日法律第四十七號ヲ以テ(公訴ノ裁判費用ニ對シトアルヲ(公訴ニ關シト改ム)

第四條 被告人ニ於テ證人鑑定人ノ呼出ヲ請求スルトキ前條保證金ニテ不足ト認ムル場合ニ於テハ別段其費用ヲ豫納セシムヘシ

第五條 (二十三年六月二十八日法律
律第四十七號ヲ以テ削除)

右奉 勅旨布告候事

明治十八年一月六日

○輕罪ニ係ル控訴豫納金規則中改正削除

朕明治十八年^{一月}第二號布告輕罪ニ係ル控訴規則中改正削除ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム但此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スルコトヲ命ス

御名 御璽

刑事訴訟法

明治二十三年六月二十八日

七十二

内閣總理大臣 伯爵山縣有朋
司法大臣 伯爵山田顯義

法律第四十七號(本條ハ前記邊界規則ニ就キ訂正セシテ以テ茲ニ本文ヲ略ス)

○重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴又ハ上告(内務省令第五號)
ノ場合ニ於テ被告人及囚人ニ係ル費用ノ件(二十三年十月三十一日)
重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合又ハ上告ニ由リ他ノ裁判所ニ移スノ言渡アリタル場合ニ於テ被告人拘禁中ノ費用並ニ裁判確定ノ後囚人ニ係ル費用ハ總テ最前裁判言渡アリタル地方ノ監獄費ヲ以テ支辨シ其費額ハ一人一日金二十錢トス
但裁判確定後ノ囚人ハ瀛車又ハ瀛船ニ依リ最モ押送ニ便ナル地方ニ在テハ原地方廳ノ請求ニ依リ送還スルコトヲ得此場合ニ於テハ護送官吏ノ旅費及囚人ニ屬スル費用ハ請求地方ノ負擔トス

○間接國稅犯則者處分法

朕間接國稅犯則者處分法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年九月二十日

内閣總理大臣 伯爵山縣有朋
大藏大臣 伯爵松方正義
司法大臣 伯爵山田顯義

法律第八十六號

間接國稅犯則者處分法

第一章 犯則事件取調

- 第一條 間稅官吏間接國稅ニ關スル犯則者アルコトヲ認知シ若ハ思料シタルトキハ其家宅倉庫其他ノ場所ニ立入り證憑集取ヲ爲スコトヲ得
犯則者他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ犯則ニ係ル物件ヲ藏匿スト思料スルトキハ間稅官吏其場所ニ立入り證憑集取ヲ爲スコトヲ得
間稅官吏證憑集取ヲ爲ストキハ間稅官吏タルノ證票ヲ携帶スヘシ
- 第二條 前條ノ場合ニ於テ犯則者若ハ犯則ニ係ル物件其間稅官署ノ管轄區域外ニ在ルトキハ其地ノ間稅官署ニ證憑集取ヲ囑託スルコトヲ得
- 第三條 間稅官吏ハ犯則事件ノ搜查ニ關シ必要ナリト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得
- 第四條 間稅官吏證憑集取ヲ爲ストキハ本人若ハ其同居ノ親族又ハ傭人ヲシテ立會ハシムヘシ本人及同居ノ親族傭人俱ニ其家ニ在ラサルトキハ警察官吏又ハ市町村吏員若ハ鄰佑二名以上ヲ立會ハシムヘシ
- 第五條 間稅官吏家宅搜索及物件差押ヲ爲スハ日出ヨリ日没マテノ間ニ限ルヘシ但現行犯ノ場合又ハ店舗ヲ公開シ商品ヲ店頭ニ展列シタル時間ニ於テハ此限ニアラス

刑事訴訟法

七十三

第六條 間税官吏臨檢ヲ爲スニ際シ犯則者及證人ノ陳述ヲ聽クコトヲ必要トスルトキハ之ヲ尋問スルコトヲ得

第七條 間税官吏證憑集取ノ處分ヲ爲スニ由リ犯則物件ヲ發見シタルトキハ之ヲ差押ヘテ封印若ハ認印ヲ爲シ差押目錄ヲ作り市町村吏員又ハ鄰佑若ハ本人ニ之ヲ預ケ其預リ證ヲ徴スヘシ若シ之ヲ間税署若ハ間税分署ニ送致シタルトキハ其領收證ヲ取置クヘシ

差押物件ヲ市町村吏員若ハ鄰佑ニ預ケ又ハ間税署若ハ間税分署ニ送致シタルトキハ其差押目錄ノ謄本ヲ本人ニ交付スヘシ

第八條 間税官吏ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

第九條 間税官吏證憑集取ノ處分ヲ爲シタルトキハ自ラ其調書ヲ作り之ヲ本人ニ讀聞カセ本人ト共ニ署名捺印スヘシ本人署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記スヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 本人ノ氏名年齢身分職業住所
- 二 犯則事件發見ノ手續及日時場所
- 三 事實ノ尋問ヲ爲シタルトキハ其尋問及陳述
- 四 差押ヘタル證據物件及種類數量並ニ本人ノ物件ニ對スル辯解

第二章 犯則者ノ處分

第十條 間税官吏犯則事件ノ取調ヲ終リタルトキハ處分請求書ヲ作り一切ノ書類物件ト俱ニ之ヲ管轄間税署長又ハ分署長ニ差出スヘシ

第十一條 間税署長又ハ分署長ハ犯則事件ノ調書及其他ノ書類ヲ調査シ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其犯則ト認ムル理由ヲ明示シ罰金ニ該ル者ハ其罰金ニ相當スル金額沒收ニ該ル者ハ沒收スヘキ物品並ニ第十六條ノ費用ヲ其署ニ納付スヘキ通告書ヲ作り之ヲ本人ニ送達スヘシ

前項ノ處分ハ罰金及沒收品ノ價額合計三十圓ヲ超エサルトキハ限リ間税分署長之ヲ爲シ其他ハ間税署長之ヲ爲スモノトス

第十二條 犯則者前條ノ通告書ヲ受ケ通告ノ旨ヲ承諾スルトキハ七日内ニ履行スヘシ此期限ヲ過シ履行セサル者ハ間税署長若ハ分署長ヨリ管轄裁判所ニ告發スヘシ

第十三條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同事件ニ付刑事又ハ民事ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 間税官吏犯則事件ヲ覺知シタル場合ニ於テ本人ノ住所分明ナラス若ハ犯則事件禁錮又ハ拘留ニ該ルモノト認ムルトキ又罰金若ハ税金ヲ完納スルノ資力ナキ者ト認ムルトキハ該事件ヲ管轄裁判所ニ告發スヘシ

犯則者犯則物件ヲ遺留シテ逃走シタルトキハ間税官吏其物件ヲ差押ヘテ調書ヲ作り告發

ノ手續ヲ爲スヘシ

第十五條 間稅官吏ハ左ノ場合ニ於テハ犯則者ヲ管轄裁判所ニ引致シ其事件ヲ告發スヘシ

一 犯則者逃走ノ恐アルトキ

二 證憑燬滅ノ恐アルトキ

第三章 雜則

第十六條 書類送達費及差押物件ニシテ本人ニ還付スヘキモノ、運搬保管若ハ保存ニ要スル費用ハ犯則者之ヲ負擔スヘシ

第十七條 間稅署長若ハ間稅分署長ハ差押物件腐敗其他損失ノ虞アルトキハ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ公賣シ其代金ヲ供託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其差押物件還付ノ申渡ヲ爲シタルトキハ其代金ヲ還付スヘシ

第十八條 此法律ニ於テ間稅官吏トハ間接國稅ノ検査若ハ徵收ニ從事スル官吏ヲ謂フ

第十九條 間稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス沒收物件又ハ差押物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十條 此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス但北海道沖繩縣及東京府管轄小笠原

島伊豆七島ニハ當分ニテ施行セス

○間接國稅犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件

朕間接國稅犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年十月十日

大藏大臣 伯耆松方正義

勅令第二百三十二號

第一條 間接國稅犯則者處分ニ關シ犯則者ニ對シ書類ヲ送達スルニハ使丁ヲシテ之ヲ送達セシムヘシ但送達ヲ受クヘキ者遠隔ノ地ニ在ル場合ニ於テハ書留郵便ヲ以テ送達スルコトヲ得

第二條 使丁ハ送達書類ヲ本人ニ渡スヘシ本人不在ナルトキハ同居人ニ渡スヘシ

使丁ハ送達書類ヲ受取リタル者ヨリ領收書ヲ取リテ間稅署若ハ間稅分署ニ差出スヘシ此シ受取人領收書ヲ記スルコト能ハサルトキハ使丁代テ之ヲ記シ其旨ヲ附記シテ捺印セシムヘシ

第三條 送達ヲ爲スニ當リ本人不在ニシテ且本人ニ代リテ受取ルヘキ者アラサルトキハ送達書類ヲ其地ノ市町村長ニ渡シ市町村長ハ其書類ヲ受取人ニ渡シ其領收書ヲ取リテ間稅署長若ハ間稅分署長ニ差出スヘシ

第四條 市町村長ニ於テ相當ノ處置ヲ爲スモ受取人ニ渡スコト能ハサルトキハ其旨ヲ間稅署長若ハ間稅分署長ニ報告スヘシ

○間接國稅犯則者處分法施行細則 (大藏省令第三十一號 二十三年十一月十日)

間接國稅犯則者處分法施行細則

刑事訴訟法

- 第一條 間接國稅犯則者ノ處分ハ其犯則發覺ノ地ノ間稅官署ニ於テ之ヲ爲スヘシ但犯則ノ地ト犯則發覺ノ地ト其管轄官署ヲ異ニシ犯則ノ地ニ於テ處分スルヲ便宜ナリト爲ストキハ之ヲ犯則ノ地ヲ管轄スル間稅署又ハ分署ニ移スヘシ
- 第二條 數箇ノ間稅官署ノ管轄區域内ニ於テ同一ノ犯則ヲ爲シタルモノアルトキハ最初ニ之ヲ發覺シタル地ノ間稅官署ニ於テ之ヲ處分スヘシ
- 第三條 一稅則ニ付數罪俱發シタル場合ニ於テ其數罪中ノ一箇ノ罪若シ間稅署ノ處分權限ニ屬スルトキハ其他ノ罪モ間稅署ニ於テ併セテ之ヲ處分スヘシ
- 第四條 間稅官吏犯則事件ノ證據集取ヲ爲スニ際シ若クハ間稅署長又ハ分署長ニ於テ犯則事件ヲ調査スルニ當リ其事件ニ牽連スル他ノ普通犯罪ヲ發覺シタルトキハ其普通犯罪ハ管轄裁判所ニ告發シ其犯則事件ハ刑法第一編第七章ノ數罪俱發ノ例ヲ用ユルモノヲ除ク外處分法ノ定ムル所ニ從ヒ處分ヲ爲スヘシ
- 第五條 處分法第十一條第二項ノ合計價額ハ法律ニ於テ罰金ノ額ヲ一定セサルモノハ其罰金ノ最多額ヲ以テ之ヲ算シ沒收品ノ價額ハ間稅官吏ノ見積リ價額ヲ以テ之ヲ算スヘシ
- 第六條 間稅官吏ハ處分請求書ヲ差出シタル後ト雖モ若シ事實參考トナルヘキ事物ヲ發見シタルトキハ直チニ之ヲ間稅署長又ハ分署長ニ差出スヘシ
- 第七條 間稅官吏ハ犯則物件ニ付鑑定人ヲ必要ナリト思料シタルトキハ相當ノ者ヲシテ鑑定ヲ爲サシメ其鑑定書ヲ徵スヘシ

- 第八條 間稅官吏犯則事件ノ搜查ニ著手シタルトキハ該事件罪トナラス若クハ證據不充分ナリト思料シ處分請求ヲ爲サル場合ト雖モ其取調書類ニ意見ヲ附シ直チニ之ヲ間稅分署長ニ差出スヘシ
- 第九條 犯則處分ニ關シ間稅官吏ヨリ間稅署長ニ差出スヘキ書類ハ所屬分署長ヲ經由スヘシ
- 第十條 間稅署長又ハ分署長ハ處分法第十一條ニ據リ犯則事件ヲ調査スルニ當リ事實參考ト爲ルヘキ事物ヲ發見シタルトキハ間稅官吏ヲシテ之ヲ集取セシムヘシ
- 第十一條 間稅署長又ハ分署長ハ處分法第十一條ニ據リ犯則事件ヲ調査スルモ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ處分請求書ヲ棄却シ差押物件ハ之ヲ本人ニ還付スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テハ處分請求書ヲ棄却シタル旨ノ通告書ヲ作り之ヲ本人ニ送達スヘシ
- 第十二條 第十一條ニ據リ處分請求書ヲ棄却シタルトキハ處分法第十六條ノ費用ハ之ヲ徵收セサルモノトス
- 第十三條 間稅署長又ハ分署長ハ犯則者ニ於テ處分通告ノ旨ヲ履行セサルニ依リ管轄裁判所ニ該事件ヲ告發スルトキハ同時ニ處分法第十六條ノ費用ヲ該裁判所ニ請求スヘシ
- 第十四條 處分法第十一條ノ沒收ニ該ル物品ニシテ市町村吏員又ハ隣佑若クハ本人ニ預ケタルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲サシムヘシ
- 第十五條 間稅署長又ハ分署長ニ於テ沒收品ヲ領收シタルトキハ之ヲ主管官吏ニ引繼クヘ

第十六條 處分法第十一條ノ罰金其他ノ收入金ハ會計法規ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第十七條 處分法第十二條ニ掲ル七日ノ期限ハ通告書ヲ受取ルヘキ者ニ於テ之ヲ受取リタル翌日ヨリ起算スヘシ

第十八條 間稅署長又ハ分署長ヨリ發スル通告書ハ便宜ニ依リ犯則者所在地ノ分署ニ郵送シ該分署ヨリ使丁ヲ以テ之ヲ本人ニ送達スルコトヲ得但本人ノ領收證ハ即日之ヲ通告書ヲ發シタル間稅官署ニ發送スヘシ

第十九條 間稅署長又ハ分署長ハ犯則者若シ其管轄區域外ニ在ルトキハ處分法第十一條ノ通告ヲ爲スニ當リ其納付スヘキ金額物件ヲ犯則者所在地ノ管轄間稅分署ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ

間稅署長ニ於テ各分署管轄内ニ在ル犯則者ニ通告ヲ爲ス場合モ亦同シ

第二十條 間稅署長又ハ分署長ハ前條ノ通告ヲ爲シタルトキハ該通告書ノ謄本ヲ犯則者所在地ノ間稅分署長ニ送付シ其金額物件ノ徵收方ヲ同署ニ移スヘシ

前項ノ場合ニ於テ犯則者期限内ニ通告ノ旨ヲ履行セサルトキハ之ヲ通告書ヲ發シタル間稅官署ニ報告スヘシ

第二十一條 處分法第四條ノ親族ト稱スルハ刑法第百十四條第百十五條ノ例ニ依ルヘシ

第二十二條 凡ソ犯則處分ニ關スル書類ニハ每葉ニ契印スヘシ若シ文字ヲ挿入削除若クハ欄外ニ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ但シ削除シタルモノハ其字體ヲ存シ置キ其字數ヲ記載スヘシ

第二十三條 間稅分署長ハ其管轄内ニ於テ處置シタル犯則事件ノ處分表ヲ調製シ毎月五日限管轄間稅署長ニ報告スヘシ

第二十四條 處分法第一條第三項ノ間稅官吏タルノ證票同第十一條ノ送達書同第十二條ノ納證施行細則第二十三條ノ犯則事件處分表ハ第一號ヨリ第四號マテノ様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第一號様式

用紙厚紙縦二寸横一寸五分

第何號
表 證 票 之 印
裏 割 印 何 府 收 稅 屬 何 某
間稅官吏

此ヲ中断シテ一葉ヲ受取人ノ處ニ一葉ヲ回贈若クハ回税分贈
 納納スル

何府何郡稅署長 (縣)何郡稅分署長			右致送總候也		
明治何年何月何日 (何月何日)			明治何年何月何日 (何月何日)		
右使丁ヲ以テ何府下何郡 何村何番地何共ノ返還セ シタル者也			右使丁ヲ以テ何府下何郡 何村何番地何共ノ返還セ シタル者也		
一 (返還ノキ書) 一册 一通			一 (同) 一通		
受取人ノ署名 捺印若シ能ハサルトキハ共 理由シタル月			受取人ノ署名 捺印若シ能ハサルトキハ共 理由シタル月		
返還シタル日 時シタル月			返還シタル日 時シタル月		
所送シタル場			所送シタル場		
同居人若クハ 市町村長ノ書 類ヲ渡シタル トキハ共理由			同居人若クハ 市町村長ノ書 類ヲ渡シタル トキハ共理由		
何府何郡稅署長 (縣)何郡稅分署長			何府何郡稅署長 (縣)何郡稅分署長		
右致送總候也			右致送總候也		
德丁氏名印			德丁氏名印		

第三號樣式

第三號樣式

納 證
 一金何程
 一金何程
 一何々
 若干 (目錄ノ通)
 右ハ私何々稅則違犯事件ニ付年月日付通告書ニ對シ納付致シ候也

年 月 日
 納 人 住 所 氏 名 印

第四號樣式

明治何年何月分犯則者處分表		何間稅(分)署長宛		何間稅分署長 官		氏名印	
犯 目	年 月 日	受理月日	罰 金	沒收物	罰 金	刑 料	同上人名
何 條	何 年 何 月 何 日	通 告 月 日	何 拾 何 圓	何 拾 何 圓	何 拾 何 圓	納 金 否	
第 何 條	何 年 何 月 何 日	何 月 何 日	何 拾 何 圓	何 拾 何 圓	何 拾 何 圓	納 金 納	何 某
合 計			何 拾 何 圓	何 百 何 拾 何 圓	何 拾 何 圓		何 人

刑事訴訟法

、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、

凡例

一 檢舉者ヨリ直チニ告發シタルトキハ本表受理月日通告月日ノ欄ヨリ罰金納否ノ欄マテ斜線ヲ施スヘシ
 一 受理シタル犯罪事件ニシテ罪トナラス若クハ何々ト認メ棄却シタルモノハ本表受理月日通告月日ノ下欄ニ棄却ト

記シ以下裁判所へ告發月日ノ欄マテ斜線ヲ施スヘシ
 ○訴訟法中辯護士事務ノ件 (司法省訓令第四號) (二十三年十月十八日)

訴訟法中辯護士ノ執ル可キ事務ハ追テ辯護士ヲ置カルヘキニ付當分ノ内代理人之ヲ取扱フ儀ト心得ヘシ但上席檢察官ハ此旨管内代言人へ通達スヘシ

本日 六法全書下卷終

明治二十三年十一月一日印刷并出版
 明治廿三年十一月十四日增訂再版印刷并出版
 明治廿三年十二月二十五日三版印刷并出版
 明治二十四年四月四日訂正四版印刷并出版
 明治廿四年九月廿八日增訂五版印刷并出版



印刷者 兼 發行

兵庫縣士族

長尾景弼

東京市芝區西久保
 葺手町壹番地

發行所

東京銀座四丁目

博聞本社

大阪備後町四丁目

博聞分社

千葉縣千葉町

博聞分社

福岡縣博多中島町

博聞分社

佐賀縣佐賀新馬場

博聞社代理店

兵庫縣龍野町

博聞社代理店

各 地 方 販 賣 所		各 地 方 販 賣 所		各 地 方 販 賣 所	
東京市神田神保町	博 弘 堂	宮城縣仙臺市	木村文助	滋賀縣大津市	澤 一 二 郎
東京市東洞院	村上勘兵衛	陸中國盛岡市	東 北 堂	奈良縣奈良市	坂田 一 郎
京都市寺町通	田中治兵衛	青森縣弘前	野崎九兵衛	旗島縣旗島市	早 速 社
京都市河原町	大黒屋書舗	青森縣青森	録田商店	岡山縣岡山市	森 前 藏
京都市佛光寺通	東枝吉兵衛	山形縣鶴岡	小池藤次郎	岡山縣岡山市	細 謙 社
兵庫縣神戸市	熊谷久榮堂	秋田市大町	本間金之助	島根縣松江市	岡山普三右衛門
兵庫縣柏原町	中井正吉	新潟縣長岡	目黒本店	德島縣德島	坂井 茂 吉
神奈川縣横浜市	九 普 書 店	新潟縣水原町	西村六平	德島縣洲本	福浦文藏
函館市末廣町	魁 文 社	富山縣富山	中田書店	愛媛縣松山	土肥 與 平
札幌市	前野長發	富山縣富山	大橋甚吾	愛媛縣松山	向井 誠 三 郎
長崎縣長崎市	鶴野五郎	富山縣富山	洞 明 堂	香川縣高松	宮脇仲次郎
埼玉縣熊谷	松枝悦三郎	富山縣富山	守川吉兵衛	高知縣高知市	澤本 駒 吉
埼玉縣岩槻	水野武平	石川縣金澤	雲 根 堂	熊本縣熊本市	長崎次郎
埼玉縣行田町	清野三内	福井縣福井	岡崎左喜助	熊本縣柳川	一 草 堂
群馬縣前橋町	煥 乎 堂	靜岡縣靜岡市	廣瀬市藏	鹿兒島縣鹿兒島	吉田 幸 兵 衛
長野縣長野	西澤喜太郎	山梨縣甲府	内傳書店	大分縣大分	山 川 正 三 郎
茨城縣水戸市	川又銀藏	愛知縣名古屋	川瀬代助	佐賀縣佐賀市	河内 壯 介
茨城縣下妻	原江及三郎	三重縣津市	河島九右衛門	福岡縣久留米	菊竹儀平
茨城縣土浦	伊沼彌介	岐阜縣岐阜市	三浦源助	福岡縣久留米	赤司平輔
栃木縣宇都宮	内山港三郎	岐阜縣岐阜市	國部利三郎	福岡縣久留米	小柳幸二郎
栃木縣宇都宮	手塚祐次郎	岐阜縣岐阜市	升屋重兵衛	福岡縣小倉	三浦吉造
福島縣福島町	登間左右太	和歌山縣和歌山	岩橋廣三郎	福岡縣芦屋	中 尾 寛

博聞社發行書目摘要

(但詳細ノ書目ハ御申込次第進呈ス)

長尾景彌編纂

● 日規則全書 自治元元年一月 全二冊 正價金壹圓四十錢 重量

● 五十部以上一割引● 郵税ハ三十八錢運使ハ貨先拂トス● 製本ハ假表紙トス● 惣クローネ製ハ紙拾錢増

● 本誌ハ官民一般ニ關スル現行ノ法令ヲ類輯シテ其改廢追加及ヒ消滅ニ係ル者ハ悉ク之ヲ訂正シ又沿革要領ヲ掲ケテ其沿革ヲ明ニシ勉テ完備ヲ期ス但憲法民法前法民事訴訟法刑法刑事訴訟法及ヒ附隨ノ法令ハ當社出版ノ日六法全書ニ譲リテ之ヲ零ス蓋シ該書ノ行ル、既ニ久シ成ハ之ト重複シテ不用ニ屬シテ慮ルニ因ルナリ且又○官制職制俸給及ヒ官吏ニ關スル諸則○陸海軍部内ニ屬スル諸則○會計出納ニ關スル諸則ハ一部分ニ屬シ一般ニ於テ或ハ必要ナキ向モアラ

● 日六法全書 二十四年 全二冊 正價金七十五錢 重量

● 五十部以上一割引● 郵税ハ上下共各金十錢但運使ハ運賃先拂● 製本ハ假表紙トス● 合本惣クローネ上等製ハ金十錢増● 郵券代用ハ一割増● 官衙ノ名義ニテ御注文ノ外ハ惣テ前金申受ヘシ

● 本誌ハ憲法民法商法民事訴訟法刑法刑事訴訟法六法ヲ纂輯シテ附スルニ皇室典範議院法衆議院議員選舉法會計法貴族院令裁判所構成法執達規則行政裁判法及ヒ附隨ノ法律及閣令省令訓令ヲ以テスルモノナリ抑モ本誌ハ昨二十年十一月初テ出版セシ所口幸ニ非常ノ好評ヲ得テ其發行高數萬部ノ多キニ至レリ是レ深ク愛顧諸君ニ謝スル所ナリ然ルニ爾來六法ニ關スル法令ノ發布頗ル多キヲ以テ今般更ニ之ヲ増訂再版ス但舊本購求アル諸君ノ爲ニ増訂ノ分ヲ一冊トシ郵券三錢ヲ得テ發行ス

往法法令全書

本書ハ維新以來發布ニ係ル勅令、閣令、省令、訓令、達令、告示、何指令、法制局裁定ハ勿論陸軍省令、シ號等官報ニ掲載セサル者モ亦之ヲ編輯シ而シテ改廢加除アルモノハ上層ニ標記シテ其沿革ヲ知ルニ便ナラシメ又索引ハ數年分ヲ合セテ別冊ト爲シ之ヲ刊行シ現時發行ノ法令全書ニ接續シ法律規則ヲ大成セラル、モノナリ

○元年分	〔並製金八十五錢〕	○十一年分	〔並製金八十五錢〕
○二年分	〔並製金八十五錢〕	○十二年分	〔並製金八十五錢〕
○三年分	〔並製金八十五錢〕	○十三年分	〔並製金八十五錢〕
○四年分	〔並製金八十五錢〕	○十四年分	〔並製金八十五錢〕
○五年分	〔並製金八十五錢〕	○十五年分	〔並製金八十五錢〕
○六年分	〔並製金八十五錢〕	○十六年分	〔並製金八十五錢〕
○七年年分	〔並製金八十五錢〕	○十七年分	〔並製金八十五錢〕
○八年年分	〔並製金八十五錢〕	○十八年分	〔並製金八十五錢〕
○九年年分	〔並製金八十五錢〕	○十九年分	〔並製金八十五錢〕
○十年分	〔並製金八十五錢〕	○二十年分	〔並製金八十五錢〕

○廿一年分	〔並製金一圓九十五錢〕
○廿二年分	〔並製金一圓九十五錢〕

以上自元年 定價合計

並製金二十六圓九十錢
上製金三十三圓九十錢
●代價ハ一回或ハ數回ニ分チ御拂込アルモ苦カラス但其金額ニ應ジテ原本スヘシ●荷造運賃ハ實費申付クヘシ●本文ハ並製トアルハ本國紙表紙ニシテ本製ハ背皮金字入惣クローズ製ヲ云フ特ニ上製御注文コレナキ向エハ並製ヲ發送ス●十八年以降ノ分ハ分冊ニテモ發賣ス●郵便爲替ハ東京郵便局又ハ芝口郵便局エ宛テ御拂込アリタシ●郵券代用ハ一割増トス

法令全書廿四年分 每月一冊出版

●一冊定價金十錢●郵税金一錢五厘●惣目録索引ハ無代價但郵税金二錢五厘ヲ要ス
右ハ毎月出版ス御入用ノ向ハ半年ヶ年前金郵税トモ合セテ金六十九錢御送附アリタシ但郵便爲替ハ前項ノ振合ニ依リ御取計ヒアラシマテ

類聚法規 自初編 目錄共全四十一冊 自明治元年 正價金五十錢

●製本背皮惣クローズ製トス●荷造運賃ハ別ニ申付クヘシ
維新以降官省ノ法令ハ勿論訓令告示ニ至ル迄盡ク之ヲ類聚シテ漏サス而シテ其改廢ヲ訂正シテ贅頭ニ添看ヲ掲ケ以テ沿革ヲ明ニス實ニ本邦大成ノ類典ナリ

類聚法規 第十二編目錄共全四卷 豫約價金五圓五拾錢

●上等製ハ壹圓増
右ハ二十二年分ナリ編纂印刷ノ体裁ハ前編ニ同シ

●日本類典第二編 自廿二年四月 全二册 正價金壹圓五拾錢

●五十部以上一割引 郵稅ハ三十二錢運便ハ實錢先拂トス ●製本ハ惣クロース製

●同上附錄 民法 民事訴訟法 全一册 正價金六拾錢

●郵稅金十六錢 本書ハ昨二十三年五月中正版スヘキ旨曾テ廣告セシ所口恰モ當時新法典ノ陸續發布アルニ際シ又次ク三國會ニ於テ法律ノ改正頻繁ナル如キノ觀アルヲ以テ其時機ヲ待チ今日ニ至レルハ止ヲ得サルニ因ルナリ乞フ之ヲ諒セラレシテ編纂印刷ノ体裁ハ前編ト異ナルヲナシ而シテ新法典ヲ附録トセシハ頗ル浩濶ニシテ一部ノ大冊ヲ成シ既ニ當社ニテ發行ノ法令全書附録及ヒ六法全書アリ或ハ之ト重複シテ不用ニ屬センヲ恐ル仍テ之ヲ別冊トスル所ナリ ○本書ハ舊版日

●市町村制正解附理由 全一册 上製正價金七拾五錢 重量百七拾五匁 並製正價金五拾錢 重量九拾六匁

●市町村制質問錄 全一卷 正價三拾錢 (製本ハボリ) 重量七拾匁 匁付紙表紙

●日本行政法大意 全二卷 正價金一圓八十錢 重量二百八十六匁

●帝國憲法 義解 全一卷 正價金四十錢 重量七十匁

●皇室典範 義解 全一卷 正價金四十錢 重量七十匁

●商法註解 全十册 (第三册既刊)

●民事訴訟法註解 全八册 (第四册既刊)

●右二書トモ代價一冊金三十錢紙數二百頁トス ●一書ニ付十部以上ハ一割引百部以上ハ二割引トス ●一冊郵稅金二錢トス ●通運便ハ實錢先拂トス ●製本ハボリ ●紙數ハ大凡ノ見込ナルヲ以テ全部完成ノ節ハ多少ノ増減ヲ生シ隨テ代價ノ増減アルヤモ計リ難シ因テ豫メ廣告ス ●當社ニ於テ發シ豫告セシ通り専門ノ大家先生ニ應請シ右ノ方法ニ依リ新法典註釋書ヲ出版ス抑モ本書ハ法理ノ原則及ヒ應用ヲ詳述シ又冊尾ニ法語索引ヲ掲ケ及ヒ各條ニ參考ヲ附シテ引用ニ便ニス文章平易意義明晰ニシテ何人ニモ通曉シ得

ヘキヲ期ス今ヤ世上ニ於テ新法典註解書ノ出版ヲ圖ル者頗ル多シ其精粗善惡ハ敢テ茲ニ喋々セス若シ本書ヲ購讀シテ其意ニ滿タサル向ハ二ヶ月内ニ返戻アルヘシ即チ代金ヲ返納ス

佛國法博士リウヒエール氏著 ○新法編纂局譯
司法官試補澤井重藏君著

增訂民事訴訟實用

附書式六十餘種 全一冊 正價金四拾錢 重量七十五匁

本書ハ既述ノ始ヨリ終結ニ至ル迄實地應用ノ手續ヲ明カニセシ書ナリシ又書式六十有餘種ヲ附スルモノナリ今般更ニ增訂ヲ加ヘ書式十數種ヲ追補シ再刷出版ス

西岡通明君題字 ○大審院評定官土師經典君校
大審院詰裁判所書記佐本榮藏君編

舊令罰則全書

附指命令判決 正價金壹圓六拾五錢 重量三百匁

明治元年ヨリ卅一年八月ニ至ル其間發布ノ法律規則中罰則アル現行法令ヲ輯録シテ本則トシ又現行法施行ニ關係ノ法令及ヒ取扱手續施行細則等并ニ改正前ノ舊法令其他指命令及ヒ大審院判決例ヲ參照トス

全後編

附指命令判決 自廿一年九月 全一卷 近刻 重量

本書ハ廿一年九月ヨリ廿三年十二月ニ至其間發布ノ法律規則中罰則アル現行法令ヲ輯録セシ書ニシテ乃チ前編ニ繼クモノナリ編纂印刷ノ體裁モ又前編ニ同シ

北島兼弘 石渡傳藏 合著
徳山録一郎

會計法釋義

全一冊 正價金三拾五錢 重量七十三匁

新會計法ハ從來ノ面目ヲ一洗シ申創始ニ屬スルモノ多ク隨テ疑問百出解釋ニ苦ムモノ又少ナカラス本書ハ上巻法ヨリ下

行政規則及ヒ學理ニ涉リ之ヲ實際ニ徴シ反覆丁寧ニ注文ノ意義ヲ解釋シ實施ノ手續ヲ明セシ良書ナリ



